

(審議内容の一部を掲載しました)

## 南小学校一帯を 文教厚生拠点区域に

## 臨時職員処遇の 条例を提案

### 町民建設経済

### 総務福祉文教

平成25年度決算

臨時職員について地方自治法では条例での定め、としているが当町ではどうか

A 現在は、内部の決め事で、町長決済を行い運用している。今後、条例づくりを行っていききたい。

平成26年度国保会計補正予算

予備費が減少だが、状況は

A 全体的な医療費の増額が、大きな原因である。当初1カ月6千900万円予定に対し、実績は7千300万円となっており、予備費を削り充てていかなくてはならない現状である。医療費の増加について原因分析や特徴は。また、今後も増加傾向か

A 入院患者が増している中で、がん、心臓病で入院後、継続的治療の必要性がある事。難病患者一人発生でも当町の様な人口規模の自治体は影響されやすい。今後も楽観視できない。

国保税の徴収の状況は

A 前年度比較ではほぼ同様だが、督促件数は10件程増加の状況。国保税徴収にもウエイトを置き前年度を下回らない様対応していく。

御代田町保育条例制定の目的は

A 町では、現在待機児童はいないが未満児については、希望が多いのが現状である。しかし、たんぼほ保育園が昨年増員し、杉の子幼稚園で保育園つくしんぼの施設が新設され、待機児童は出ていない。今回国からの指導で条例を制定することになった。

風致地区内における建築等の規制の条例目的は

A 県条例が廃止され、町条例で対応する必要があるの上程した。風致地区は、一里塚、久保沢、十二の森、楓ヶ丘の地区である。風致地区内においては、都市計画法の用途地域とは別に建ぺい率と高さ制限がされ、風致地区のほうが厳しくなり、建築物は風致地区の規制が優先され、風致地区許可申請と建築確認申請が必要となる。

「地区計画等の案の作成手続きに関する条例」とは、何を目的として指定地域はいつを予定しているか

A 地区計画を策定するにあたり、案の作成に関する手続きを条例で定めることが、都市計画法に規定されているため今回条例案を提出した。指定地域は南小学校と御代田中央記念病院のある一帯を予定している。

同地域を第1種住居専用地域に指定し、建ぺい率・容積率・高さ制限を設けて、学校教育の振興や福祉の増進に寄与する地区として、良好な市街地環境と自然景観が調和した、文教厚生拠点の形成を図っていく。

平成26年度介護保険会計補正予算

グループホームが増床されたが、現在の待機者は

A 認知症の方々は増加していく中、待機者も同様である。グループホームは軽度な症状の方が入所、生活する施設である。長期間の方は違う施設に入所してもらおうよう、社協と相談し働きかけ、有効活用を努める。

生活介護サポーターは、今後増員が必要と思うが、予算の対応は

A 現在の登録者は約70名で実質活動者は50名ほどである。制度改正で、元気な高齢者が高齢者を支える地域づくりは必要な事である。生活介護サポーターを積極的に養成し、来年度以降は拡充を進める方針である。



役場庁舎内

平成26年度一般会計補正予算

大型特殊免許試験等手数料とは

A 除雪対策での大型特殊免許取得予算である。建設水道課職員2名分を予定し、来年度も2名を予定していきたい。

中小企業資金保証料負担金が当初より50万円増えて13件とのこと、町内景気が上向いて開業による資金借入れはあるか

A これまでに申込のあった資金は、通常の運転資金を目的としている。大口の借入は、掛売り代金の回収の遅れ、宿泊施設の夏の天候不順による客の減少に伴う融資申込などである。13件で1億4千200万円の融資申込の中で新規開業による創業資金は含まれていない。



南小学校一帯